

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月9日

【四半期会計期間】 第16期第3四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

【会社名】 パラカ株式会社

【英訳名】 Paraca Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 内藤 亨

【本店の所在の場所】 東京都港区麻布台一丁目11番9号

【電話番号】 03 (6230) 2300 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 間嶋 正明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区麻布台一丁目11番9号

【電話番号】 03 (6230) 2300 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 間嶋 正明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 第3四半期 累計期間	第16期 第3四半期 累計期間	第15期
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日	自 平成23年10月1日 至 平成24年6月30日	自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日
売上高 (百万円)	5,201	5,841	7,032
経常利益 (百万円)	652	966	931
四半期(当期)純利益 (百万円)	386	543	547
持分法を適用した 場合の投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	1,576	1,576	1,576
発行済株式総数 (株)	47,532	47,532	47,532
純資産額 (百万円)	5,611	6,263	5,768
総資産額 (百万円)	18,095	18,716	18,323
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	8,502.97	11,957.10	12,044.92
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	8,463.19	11,893.63	11,997.06
1株当たり配当額 (円)	—	—	1,200
自己資本比率 (%)	30.9	33.2	31.3

回次	第15期 第3四半期 会計期間	第16期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	2,523.77	3,809.88

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。  
3 第16期第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。  
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。  
なお、前第3四半期累計期間においては、これらの会計基準等の改正に伴う影響はありません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期累計期間（自平成23年10月1日至平成24年6月30日）における我が国の経済は、世界経済が欧州債務問題を巡る懸念等により、神経質な動きにある中、復興関連需要などから国内需要が堅調に推移し、緩やかに持ち直しつつあります。

当社の属する駐車場業界においては、個人の消費マインドの改善傾向、企業の設備投資の増加基調のもと、堅調な回復を維持しております。

このような中で、当社は、引き続き積極的な営業活動を行い、駐車場の新規開設を進めるとともに、既存駐車場の採算性向上に努めてまいりました。

その結果、当第3四半期累計期間においては168件3,141車室の新規開設、39件533車室の解約があり129件2,608車室の純増となり、6月末現在1,048件16,085車室が稼働しております。

以上により、当第3四半期累計期間の売上高は5,841百万円（前年同期比12.3%増）、営業利益1,180百万円（同40.7%増）、経常利益966百万円（同48.1%増）、四半期純利益543百万円（同40.6%増）を計上いたしました。

当社の具体的な駐車場形態毎の状況は以下のとおりであります。

#### （賃借駐車場）

当第3四半期累計期間においては127件2,596車室の純増となり、6月末現在においては947件12,490車室が稼働しております。特に千葉県において大型駐車場の受注（5件1,339車室）があり、大きく車室数を伸ばすことができました。このほか主に既存駐車場の売上が堅調に推移したことにより、当第3四半期累計期間の売上高は4,626百万円（前年同期比13.9%増）となりました。

#### （保有駐車場）

6月末現在において101件3,595車室が稼働しております。当第3四半期累計期間においては、新たに2件29車室のオープン及び駐車場レイアウトの変更等による14台の増加があり、2件43車室の純増となりました。また6月に新たに姫路市において1件6車室の用地取得（7月にオープン済み）がございました。売上高は1,049百万円（同5.5%増）となりました。

#### （その他売上）

その他売上に関しては、不動産賃貸収入、自動販売機関連売上及び駐輪場売上により、売上高は165百万円（同15.4%増）となりました。

ご参考としまして、当事業年度における駐車場形態毎の販売実績を以下に記載いたします。

	第3四半期累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年6月30日)	前年同期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)
駐車場形態	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
賃借駐車場	4,626	4,062	5,488
保有駐車場	1,049	995	1,348
その他売上	165	143	195
合計	5,841	5,201	7,032

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は18,716百万円となり、前事業年度末から393百万円増加しました。これは主に土地の増加（148百万円）及びリース資産の増加（279百万円）によるものです。

当第3四半期会計期間末における負債の部は12,453百万円となり、前事業年度末に比べ102百万円減少いたしました。これは主に長期借入金の減少（544百万円）及びリース債務の増加（213百万円）によるものであります。

当第3四半期会計期間末における純資産の部は6,263百万円となり、前事業年度末に比べ495百万円増加いたしました。これは主に利益剰余金の増加（488百万円）によるものであります。この結果、自己資本比率は、前事業年度末の31.3%から33.2%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	135,000
計	135,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	47,532	47,532	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用 していません。
計	47,532	47,532	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成24年8月1日以降四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	—	47,532	—	1,576	—	1,606

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,075	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,457	45,457	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	47,532	—	—
総株主の議決権	—	45,457	—

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

### ② 【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
パラカ株式会社	東京都港区麻布台1-11-9	2,075	—	2,075	4.37
計	—	2,075	—	2,075	4.37

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年10月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当第3四半期会計期間 (平成24年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,670	1,395
売掛金	55	47
前払費用	340	422
その他	34	34
貸倒引当金	△1	△0
流動資産合計	2,099	1,899
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	727	778
土地	13,612	13,760
リース資産（純額）	885	1,164
その他（純額）	496	622
有形固定資産合計	15,722	16,326
無形固定資産	63	51
投資その他の資産	439	440
固定資産合計	16,224	16,817
資産合計	18,323	18,716
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	76	90
1年内償還予定の社債	40	40
短期借入金	—	100
1年内返済予定の長期借入金	984	919
未払法人税等	163	229
賞与引当金	24	13
その他	448	608
流動負債合計	1,736	2,001
固定負債		
社債	410	380
長期借入金	9,131	8,586
リース債務	715	929
その他	562	556
固定負債合計	10,818	10,452
負債合計	12,555	12,453



(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当第3四半期会計期間 (平成24年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,576	1,576
資本剰余金	1,606	1,606
利益剰余金	2,886	3,375
自己株式	△100	△100
株主資本合計	5,968	6,457
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	△1
繰延ヘッジ損益	△234	△245
評価・換算差額等合計	△234	△246
新株予約権	33	52
純資産合計	5,768	6,263
負債純資産合計	18,323	18,716

(2) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年6月30日)
売上高	5,201	5,841
売上原価	3,747	4,027
売上総利益	1,454	1,814
販売費及び一般管理費	615	633
営業利益	838	1,180
営業外収益		
受取利息	32	0
受取保険金	1	0
受取和解金	—	0
その他	3	0
営業外収益合計	37	1
営業外費用		
支払利息	216	210
その他	7	5
営業外費用合計	224	215
経常利益	652	966
特別利益		
固定資産売却益	—	0
抱合せ株式消滅差益	40	—
特別利益合計	40	0
特別損失		
固定資産除却損	20	11
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	15	—
その他	5	—
特別損失合計	41	11
税引前四半期純利益	651	954
法人税等	264	411
四半期純利益	386	543

**【継続企業の前提に関する事項】**

該当事項はありません。

**【会計方針の変更等】**

当第3四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年6月30日)
(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用) 第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 なお、これによる潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額への影響はありません。

**【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】**

当第3四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年6月30日)
税金費用の計算 税金費用の計算については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

**【追加情報】**

当第3四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

**【注記事項】**

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

前第3四半期累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費 202百万円	減価償却費 262百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期累計期間(自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年12月17日 定時株主総会	普通株式	54	1,200	平成22年9月30日	平成22年12月20日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末と比較して著しい変動がありません。

II 当第3四半期累計期間(自 平成23年10月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年12月16日 定時株主総会	普通株式	54	1,200	平成23年9月30日	平成23年12月19日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成22年10月1日至平成23年6月30日)及び当第3四半期累計期間(自平成23年10月1日至平成24年6月30日)

当社の事業は、駐車場の開拓及び運営管理に関連する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	8,502円97銭	11,957円10銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	386	543
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	386	543
普通株式の期中平均株式数(株)	45,457	45,457
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	8,463円19銭	11,893円63銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	213.68	242.61
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(会計方針の変更)

第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額への影響はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月9日

パラカ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	田	良	治	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	斎	裕	二	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廿	楽	真	明	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパラカ株式会社の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年10月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、パラカ株式会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。